

平成 24 年（ワ）第 872 号・1075 号損害賠償請求事件

原 告 第 872 号事件 岡崎クニ子 外 141 名

第 1075 号事件 岩城信義 外 99 名

第★

被 告 北九州市

2013(平成 25)年 5 月 13 日

準 備 書 面 3

福岡地方裁判所小倉支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士齋 藤 利 幸

第 1 訴状の訂正

1 訴状 3 頁(2)③に

「したがって、以後石巻市を含む宮城県の震災がれきの処理につ
いては、鹿島 J V がそのすべての履行責任を負った。」

とあるが、

「したがって、鹿島 J V は石巻ブロックの上記 581 万トンについて
その処理義務を負った。」

と訂正する。

2 訴状 6 頁 2 (2)市長の義務(3)①②とあるのを④ i ii と訂正する。

その上で、④ i に

「5 月 23 日から 2 日間」

とあるのを

「5 月 23 日から 3 日間」

と訂正する。

3 訴状 14 頁 7(5)③において、

「北橋市長は…最終的に国庫金から支払を受けようとしている。」
とあるのを

「北橋市長は…被告宮城県から契約等にかかる支払を受け、宮城県
は最終的に国庫金からその支払を受けようとしている。」

と訂正する。

4 訴状 15 頁に、

「(1)③(2つめ)④」

とあるのを

「④⑤」

と訂正する。

第2 被告北九州市の求釈明(訴状 p6 の(3))に対する回答

求釈明に係る同主張(3)を撤回する。

第3 被告北九州市の準備書面(1)中「第3 被告北九州市の主張」に対する認否等

同1 否認ないし争う。

【反論】

ア そもそも被告北九州市の主張する前提事実の認否において正確性を欠いている。訴状 14 頁以下の 8 項の②についてはほぼ認めるとしながら、③～⑤については「否認ないし争う」としているだけで、極めて雑な認否しか行っていない。都合の悪い部分については無視しているという他無い。

イ ここで肝心なことは、タウンミーティングの趣旨が「震災がれきの広域処理の可否(受け入れるかどうか)について慎重に検討するにあたり、現時点での検討状況を提示し、市民から意見を述べてもらう」ということにあるとするのであれば、この趣旨に沿う事を行ったのかどうかである。

ウ ことに、現地処理派(いわゆる反対派)が提示した、命の森の防潮堤構想に関する動画放映の要請を受容したのかどうかは極めて重要な事実である。なぜならば、この防潮堤構想はこの直後に宮城県議会が全会一致でその実現を決議しており(甲 28)、これが実施されれば、被告北九州市における汚染ガレキの受入・焼却など全く不必要となる、極めて重要な情報であり、真に市民の意見を聞く趣旨であれば、不可欠な情報であった。この情報の提供を拒否したかどうかは、市民に公平な情報を提供し、その適正な判断を仰ぐ意思があるのかどうかの試金石であった。

しかるに同被告の認否ではこの防潮堤構想の情報提供の要請

自体があったのかどうか分からないものとなっており、都合の悪い部分の認否を不正確に行ったというほか無い。

エ そもそも市民に対する住民投票や全員に対するアンケート調査でもするのでない限り、タウンミーティングや予定された説明会4つは極めて重要な市民の意見集約の場であり、これ以外に市民の意見を確認する確実な方法などあるわけではない。

同被告はこれ以上に的確な市民の意見集約方法があると主張するのであるか。それはどのような方法なのか。それでは何故多額の費用を掛けてタウンミーティングや説明会を実施したのか。

この点に対する納得的な回答がない以上、

「人口98万6511人と比較して、その極一部に過ぎず、そこで表明された意見が北九州市全体の意見を反映する者でないことは明らかである」

などということは出来ず、要するに詭弁の域を出ないものである。

オ それにもかかわらず、以上のように、同被告のガレキの受入・焼却は同被告自身が市民の意見に基づき処理していくと表明した同被告(北橋市長)自身の表明に反し、的確な住民の意思(甲19ないし26)を無視して行われた違法なものであることは明らかである。

同2 否認ないし争う。

【反論】 被告の主張は甲27号証の

「インターネット上の情報を監視する体制を作る。」

「突然ネットなどの書き込みからデマが広がる事態も想定し、ネットを監視する体制も作る。問題が見つかった場合報道機関を通じて迅速に市民へ情報を提供したい。」

を無視した主張である。

わざわざ報道機関に「ネット監視」を書かせ、汚染ガレキの搬入・焼却に対する批判、表現の自由に対する牽制(萎縮効果)を狙ったものであることは明らかである。まさしく行政が表現の自由に対する検閲効果を狙ったものであり、憲法21条ないし21条の趣旨を踏みにじる違法がある。

同3(2) 否認ないし争う

【反論】ア 被告らの違法行為によって原告らに精神的苦痛が生じれば良いのであって、それ以外の特別な因果関係(この言葉で被告らが何を言おうとしているのか不明であるが)など不要である。そして、生命・身体の安全に脅威を及ぼす違法行為があれば、通常の人であればその苦痛を被ることは、経験則上当然のことであり、通常の国賠事件においてもそれ以上の精神的苦痛に関する特別な主張・立証など求められていない(たとえば【事件番号】横浜地方裁判所判決／平成19年(ワ)第1996号【判決日付】平成20年10月24日【事件番号】名古屋地方裁判所判決／平成10年(ワ)第3372号【判決日付】平成15年5月30日など極めて多数)。

イ また、「広域処理の必要性の不存在については政治的判断の相当性の議論であり」としているが、そのような曖昧な問題でなく、地方自治法上の適合性の問題であることは訴状に詳述した(p8等)とおりでである。被告はもっとも答えたくない、答えられない問題を「政治問題」にすり替えようとしているが、きちんと答えるべきである。

ウ 違法事由が多ければ多いほど被害額が増えることも先の国賠関係判例に明らかなことである。

被告が挙げる交通事故においても、業務上過失致傷だけの場合と、その後の報告義務違反や遺棄(即ちひき逃げ)の違法がある場合とでは慰謝料額が全く異なってくることは常識である。

この点の被告の主張も答えたくないことを回避しようとする苦肉の策としか思われない。

同(3) 否認ないし争う。

【反論】① 放射性物質やクロム・ヒ素などが超危険物質であるということが「抽象的ことを述べている」などは、被告の独自の見解である。

② そして、この超危険物が、本件では「危険でない一原告らの生命・健康には何ら影響を与えない」ことの主張立証責任は被告らにあることを指摘し、その詳細は別に明らかにする。

同(4) 否認ないし争う。

【反論】別に明らかにするとおりである。

同(5) 否認ないし争う。

【反論】 同(2)に指摘の判例等の通り。

同(6) 否認ないし争う。

【反論】 被告独自の見解である。原告は主張も立証も全て具体的かつわかり易く行っている。被告が都合の悪い部分は充分反論できずに、不明などと居直っているに過ぎない。

第4 原告の主張 一 健康被害等の主張・立証責任

(1) 市と市民の関係は、無関係な市民同士の関係とは異なり、市には、その基本的な役割として、市民の生命・身体・健康を保護すべき役割がある(地方自治法第1条の2)。

(2)① 本件において、被告が搬入・焼却しているがれきは、本来的に人畜無害なもの、単なるゴミではなく、東京電力福島第1原子力発電所の爆発・大量放射性物質放出事故(以下「3・11 原発事故」という)が起こる前は、5重の壁により放射性物質が遮断され、環境中には絶対出ないものであるとされた(原子力安全神話)、超危険物質の付着した汚染ゴミである。即ち、放射性物質は人間等の生命と本質に相容れない超危険物質であるからこそ、環境中に放出されてはならないものとされ、それが5重の壁により保障されていると、強調されていたのである。

ところが、3・11 原発事故が起こるやいなや、それにより放出された放射性物質の制御が不可能と思知らされた国は、不可解な放射能安全基準を国民に押しつけ、今度は放射能安全神話を国民に強いようとしているのである。

いずれにせよ、放射性物質が生命と相容れない危険物質であることは、3・11 原発事故以前は公知の事実であった。石巻市のがれきが膨大に汚染されていることも公知の事実である(甲16・52)。

しかも、石巻市は放射性物質汚染対処特措法に基づく**汚染状況重点調査地域**に指定されており、**福島県の広大な汚染地域と同程度**とされているのである(甲61)。

② i また、当時の細野剛志環境大臣が危険で埋めることもできないと強調していたクロムやヒ素や、アスベスト等が生命にとっての危険物質であることも公知の事実である(甲16・17)。

ii 被告北九州市はアスベストについては極一部の存在の有無の検査を

予定しているが、その検査方法が世界的に物笑いの種になるような極めてお粗末なものであり、「ほとんど間違える」ほど酷いものである(甲 57)。これでは全く検査していないに等しく、原告等の生命・身体・健康は守られない。

iii また、被告北九州市は焼却による放射性物質はバグフィルターで 99.9% 捕捉できるなどと説明しているが、バグフィルターメーカーがそのような保証をしておらず、実測で 60% 程度しか捕捉できないことが明らかになっている(甲 58)。

iv これを焼却の現場から裏付ける記事もある(甲 59)。

③ 要するに、被告北九州市が行っているがれきの搬入・焼却は原告らを含む市民の生命・身体・健康にとって極めて危険な行為であることは明らかである。

これらの危険物質を焼却すれば、広範囲に、大気中にまき散らされ、降下し、原告らを含む市民や、近隣県・市町村民に危害を加えることになることも、公知の事実である。

(3)① よって、被告北九州市による本件汚染がれきの搬入・焼却は、本来的に市民の身体・生命・健康を守らなければならない立場にある同被告の本質的使命(自治法 1 条の 2)とは相容れない行為である。

② i この様な、同被告の最も基本的な使命に違反し、市民の生命・身体・健康に対して脅威を与える行為を行う同被告は、それが完全に無害であること、よって、原告らが提示する健康被害の主張に対しては、被原告の行うガレキ搬入・焼却による健康被害は生じないことを、又現に発生している健康被害(甲 32)については、本件ガレキ焼却行為と因果関係のないことを、厳格に主張・立証しなければならない地位にあると言うべきである。

ii それは、具体的には試験焼却の結果につき市民に対して健康調査を行い、試験焼却前と異なった健康異変が生じていないことを明らかにすることである。

また、本焼却も 9 月 17 日から始まっているのであるから、今となつてはその健康被害調査も実施して、焼却前と異なった健康異変が生じていないことも厳格に主張・立証すべきである。そのためには市民全員に対する健康被害調査が不可決である。

原告らは、試験焼却以降同被告に対して以上のような健康調査を実

施すべきことを要求し続けてきた(甲 60 等)。

iii 同被告は、試験焼却後、この様な厳密な健康被害調査を行っていないのであるから、市民の健康被害の発生(の有無を含め)も、以上のがれき搬入・焼却とは無関係を主張・立証できる立場にない。

- ③ i 他方、地方自治法 1 条の 2 に明らかなように、被告らから生命・身体・健康を保護してもらう立場にある原告らの主張としては、被告らの行っている行為が、原告らの生命・身体・健康を侵害する恐れのあることを示せば十分である。

そして、以上のように被告らにおいては、それが無害なものであることを厳格に主張・立証しなければならず、これができない以上、原告らに発生している健康被害に対する精神的苦痛を賠償する責任がある。

- ii 被告らが主張立証すべき程度は、原告ら市民の生命・身体・健康に対するいささかの悪影響も、その可能性もない(一時かつ多量に放射性物質に晒される急性放射線障害でもない限り、その被害は 5 年、10 年、20 年と、晩発性に発症するものであることは公知の事実であり、現時点では「可能性の否定」までなされなければならない)ことが主張・立証されなければならない。

第 5 本件広域処理が全く不要なものであったこと

本項は請求原因「第 3 広域処理の必要性の不存在」の主張後に分かった事実などにより補充するものである。認否しやすいように細かい枝番等を付するので、被告は正確な認否をされたい。

- 1 本件広域処理としての被告におけるがれき受け入れは全く必要性のないものであった。

2(1) 第 1 に、石巻ブロックの震災がれきについてはその全量が鹿島 J V に委託契約されていた(甲 1)。この点は訴状で詳述した通りである(広域処理の違法性<その 1>)。

(2) 第 2 に広域処理しなければならない震災がれき、ことに北九州市が受け入れるとした木くずは、広域処理に回すほどの量は存在していなかった。この点について詳述する。

3 がれき量の減少による不必要

- (1) 平成 24 年 5 月 1 日に宮城県において震災廃棄物処理対象量の見直

しが行われ、

	見直し前		見直し後
宮城県全体	1107 万トﾝ	→	676 万トﾝ
石巻ブロック	685 万トﾝ	→	312 万トﾝ

となった(甲 39)。

- (2) 見直し前の広域処理対象量は 354 万トン(全量の **32%**)であったから、単純に計算すると、

$$1107 \text{ 万トﾝ} - 354 \text{ 万トﾝ} = \mathbf{753 \text{ 万トﾝ}}$$

が見直し前の**現地(宮城県)処理量**であり、これを前提(即ち宮城県において 753 万トﾝを処理すること)に、残量(354 万トﾝ)について広域処理が行われようとした。

- (3) 見直し後の**全体量**は、この宮城県の処理予定量である 753 万トﾝを下回る **676 万トン**であるから、ここで宮城県の処理量予定量を完全に下回った。従って、広域処理必要量は消滅した(もともと存在しなかった—**広域処理政策そのものが誤っていた**)のである。

- (4)① このことは宮城県が作成した甲 39 号証の 2 枚目の左側の図によって一目瞭然である(見直し後の黒・灰色部分が、見直し前の黒い部分(見直し前宮城県処理量部分)よりも下回っている)。

- ② ことに石巻市のがれき量は、

$$\mathbf{\text{見直し前 } 685 \text{ 万トﾝ} \rightarrow \text{見直し後 } 312 \text{ 万トﾝ}}$$

まで減少してしまった(54.5%減)のである(同 3 枚目)。

- ③ 見直し前の宮城県処理予定量が 32%(68%が宮城県処理予定量)程度であったのであり、石巻市も同じ比率とすると、

$$685 \text{ トﾝ} \times 68\% = \mathbf{465.8 \text{ 万トﾝ}}$$

が宮城県処理予定量だったはずである。見直し後の総処理量(312 万トン)はこれを遙かに下回っている(465.8 万トﾝ > 312 万トﾝ)。

- ④ 従って、石巻市の処理比率が全体量の処理比率と多少(経験則上、わずか数%であろう)異なっていたとしても、優に吸収されてしまう大幅な削減率であり、見直し後に、石巻市の震災廃棄物に広域処理を必要とするものが存在しないことは、経験則並びに、極めて簡単かつ明快な算術上明らかである。

- ⑤ 鹿島 J V では見直し前の震災廃棄物量で設備を整えた(契約金をも

らった)のであるから、半分以下に減ったがれきの処理が出来ないはずがない。これは、宮城県において見直し後の契約変更議題としても、契約金額の見直しが 1923 億 6000 万円から、1482 億 6156 万 5550 円に、441 億円(−22.9%) 減額予定であり(甲 62)、55%も減少したにもかかわらず、たった 23%弱しか減額されていない(同)のは、設備投資が見直し前のものだからという理由以外に考えられないのである。

⑥ i ところが、環境省では一旦言い出した広域処理(予算が付いている)の不要(失敗)を突かれるのがこわくて、本来の宮城県処理費用の中に、広域処理量分を残存させた(甲 39 の p2・見直し後の灰色部分)。

iii この様に見直し後の広域処理量というものは、客観的算術上、絶対に不必要なもので、環境省の広域処理の不必要性(誤り)を覆い隠す為のものでしかない。

⑦ 多くの自治体は、この見直しにより広域処理が不必要なものであることを知り、続々と止めていった(たとえば甲 41~42)。

⑧ 相手の宮城県議会でも「広域処理は不要で、命の森の防潮堤で行けばよい」との意見一致した(甲 28・38)。

⑨ i 以上のような推移からすれば、平成 24 年 5 月 21 の見直しの時点で、石巻市のがれきを北九州という、ばかげた遠地までもってくる必要性は皆無であり、極平凡に機を見る目があれば、当然北九州市も、広域処理などという汚染の拡大にすぎない世紀の愚策から降りたはずである。

ii ところが北九州市の北橋市長は、受入・焼却ありきで環境省の歓心を得ることしか眼中になく、広域処理から降りるチャンスを失って、逆に広域処理のはしごを登り詰めてしまった。

iii 当初は九州全域でも広域処理を受け入れるかどうかで相当揺れたが、最終的には広域処理に乗ったのは、北九州市だけであった(甲 41・42)。

(5) 宮城県議会における広域処理不必要の明瞭化

① 現在宮城県では平成 24 年 9 月定例会が開かれているが、北九州とのがれき搬出計画、並びに広域処理そのものについて手厳しい追求がなされた(甲 63・64)。一例を挙げると

『 横田：問題は、問題はここで確認したいんですが、

この変更契約でですね、要するに現在の契約の中には入っていない北九州市への契約が、まだ議決もされてないのに、何故、この議会に入る前に搬出しちゃったんですか？

何故、議会の議決を得てから実行出来なかったんですか？

極めておかしいじゃないですか。つまり、議会っていうのは何なんだろう。

議会で十分議決して、北九州市に送る事に、もう今は鹿島しか契約してないんですから。

北九州市との契約をなんで宮城県がしてないのに、議決もしてないのに、なんで実行だけ先にしちゃうんですか？

おかしいと思いませんか？知事、いかがですか。』

『横田：知事ね、知事ね、知事ね、

もうここまで来ると、北九州市でも大分議論なっているんですよ。大変だと思いますよ。

あのね、23万t、一応契約したと、3月まで。

しかし、この状況の中で、今、こないだ石巻に行ったら、石巻市の担当者が、可燃物については、全部目処が立ちましたと言っているんですよ。文書で頂いてます、私ども。

何もだから、可燃物を外に出す必要もうないんじゃないでしょうか。

だから、決断をして全国に本当に感謝をして、そして、きちんと締めるところは締める、このくらいの勇気を知事は持たないといけないと思いますが、いかがですか。

村井知事：あの一、日々ですね、その量についてはですね、まっ当然変わってきているわけでありまして、また、見直しも毎日やるわけにはいきませんので、期間を区切ってやっております。

え一、勿論目処が立つという事になって参りましたらですね、え一、ここで結構ですという事になろうかと思いますが。』云々

横田県議の指摘からすると、当然北九州への搬出は停止されるべきであるが、

『村井知事：今の段階ではですね、

まだ北九州市にお願いをしなければ、予定通り処理出来ないという見積りの元にやっております。

ただ、これに、この一、あくまでも固執するのではなくてですね、勿論、全体の量を見ながらですね、もうこれ以上お願いしなくても大丈夫だっていう、目処が立ってければですね、その時には、御礼を言いながらですね、これで結構でございますという事があるかもしれないませんが、今の段階では、まだ引き続きお願いをしたいという事でございます。』

と、横田議員が、「可燃物については処理の目途が立った」という石巻の担当者の書面までであるというのに、その調査もしないで、被告への搬出を続けるとしていた。

- ② 宮城県の被告へのがれき搬出・搬入が、誤った広域処理政策の失敗を取り繕い、この様な誤った政策に乗ってしまった被告市長のメンツを保とうとしてなされている事は明らかである。

(6) 木屑の消滅

さらに問題は北九州市が受け入れるとしていた木屑である。

- ① 平成 24 年 9 月の宮城県議会において議員に配付された資料がある(甲 65)。
- ② これによると、北九州市が受け入れるとしていた木屑は、宮城県と鹿島 J V 契約 (甲 1) 変更前までは 115 万トンのあったものが契約変更時には足った 4 万トンに減少していたことになる。何と、111 万トンという、ほとんど全てがなくなっていた(あるいは元々存在していなかった)のである。
- ③ 鹿島 J V との変更契約は平成 24 年の 9 月の議会後であるし、議会は 9 月下旬であり、その資料作りは数ヶ月前から作成準備をし議会日の相当前に提供されて各議員が詳細に検討できるようにするものである(経験則)。
- ④ i そうすると、木屑がたった 4 万トンあるいはそれに近い量しか存在していなかったことは、同じ平成 24 年の 5 月 21 日の見直し発表の時には分かっていたものと思われる。
- ii 仮に 5 月 21 日の見直しまでにはさほど明確ではなかったとしても、7 月段階では議会の準備が始められ、「木屑 4 万トン」は確定していたものと思われる。

- ⑤ 被告と宮城県が本焼却のための基本協定を締結したのは平成24年7月31日、委託契約を締結したのは同8月31日である。
- ⑥ そうすると、これらの契約時には、対象とする木屑はたった4万トンしかなく、広域処理に回すものなど存在しないことがはっきりしていた(経験則)。
- ⑦ 契約当事者である被告がこれを知らないはずはなく、被告はこれらの契約が全く必要のないものであることを知りながら、あえて不必要の契約を締結したのである。
- ⑧ 現に、契約締結後に持ち込まれたがれきには聞く津葉なく、正体不明の物体であることは、報道によっても明らかである(甲66)。
- ⑨ 即ち被告は、広域処理の必要性と受入対象がれき物について、原告等市民に明らかな虚偽を語って、騙し続けたのである。

(7) 宮城県によるがれき搬出の打ち切り

- ① 本年1月10日、宮城県は広域処理としての被告への搬出(要請)を同3月末日で打ち切ると発表した(甲67・68)。
- ② その理由は、がれき総量が当初見込みより少なかったため、広域処理をやめても、目標とする本件度中に全量の処理できると判断した、とされている(同)。
- ③ 前述のように以上のようながれき量の不存在と広域処理の不要性は原告らが本訴提起前から主張していたことであり、今回の宮城県の発表は原告らの主張の正当性、そしてそれにもかかわらずがれきの受入に固執し続けた被告の誤りを立証するものに他ならない。

第6 被告北九州市に対する求釈明

1 被告の準備書面(1)中第3の1

『そもそもタウンミーティングや説明会に参加した北九州市民は北九州市の人口98万6511人と比較して、その極一部に過ぎず、そこで表明された意見が北九州市民全体の意見を反映するものでないことは明らかである』

と主張している。この点に関し以下の通り求釈明をする。

- (1) 何のためにタウンミーティングや説明会4つを開催したのか。
- (2) これ以外に、市民に対するがれき受入に関する意向調査を実施したのか。

(3)① 開催したタウンミーティング以外に、どのようなことをすれば、北九州市民全体の意見を反映するものとなると考えていたのか。

② それとタウンミーティングにおける意見交換の関係はどうなるのか。(3) タウンミーティングにおいて市長は

『行政におきましては、今日のタウンミーティングの会場の他に、焼却場や最終処分場のある4つの行政区において、私も出席させて頂いて説明をさせて頂くことになっております。…市民・各界の方々のご意見を承りまして、最終的に判断をさせていただきます。従いまして、(がれき受入の)可否はこれから決めることであります。』と説明している。

(<http://blogs.yahoo.co.jp/xhahn264/9456029.html>)

被告の主張はこの市長の説明と矛盾するように思われるが、両者の関係をどのように説明するのか。

2 広域処理の必要性について

(1) 本焼却のための基本協定書(乙ロ 7)によれば、がれきは第2次仮置き場から搬出されるものとされているが、がれきが第2次仮置き場へ収拾された時期はいつか。

(2) 被告は北九州市における広域処理の必要性を前提としているものと思われるが、その必要性を認める根拠となった調査内容や宮城県との交渉文書等、必要性を認めるための資料を明らかにされたい。

3 契約の履行状況(搬入されたがれきの内容物)について

(1) 北九州市事態の広報等の写真によれば、市民説明会などで説明していた木屑はほとんど存在しないように思われる。北九州が反(有)を認めたがれきの内容物はどのようなものであったのか。

(2) 契約内容物かどうかはどのようにして確認していたのか。

(3) その内容物を証することの出来る記録・写真等を明らかにされたい。

以 上